

元の生活を返せ訴訟 第14回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第14回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第14回口頭弁論：11月18日（水）14：00から
同時開催：第14回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2015年11月18日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 訴訟そのものの概要

1、当事者

原告 福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）
世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）
被告 国、東京電力株式会社

2、原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次140人／2次78人／3次30人）
子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人／3次5人）
妊婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）
一般（1次667人／2次483人／3次146人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後の懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円（②の慰謝料と合わせて合計50万円）。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

第2 第14回口頭弁論の概要

1 原告の主張

○原告準備書面（28）

国際原子力機関（IAEA）は、「福島第一原子力発電所事故事務局長報告書」を作成し、そのなかで被告らの責任を明言しています。そこで、同報告書に基づき主張した書面が本準備書面です。

同報告書では、歴史上の記録にとらわれず、潜在的な津波を想定して措置をとるべきであったにも関わらず、十分な対策をとらなかったと断じています。また、シビアアクシデント対策も不十分であったと結論付けています。

そして、被告国の法的規制も限定的で、それが被告東電によるリスクへの考慮の不足につながったと断じています。

○IAEAの報告書の付属文書の翻訳の証拠提出を求める申立書

IAEAの「上記事務局長報告書」はIAEA報告の結論です。その結論を導き出した根拠とプロセスが詳細に記録された文書が「技術文書」であり、被告らの責任を詳細に根拠付けるものです。

しかし、その技術文書には日本語の翻訳文はなく、前回の裁判期日において被告国は「翻訳する予定はない」と明言していました。

そのため、被告国に対し翻訳文の提出を求めます。

2 国の主張

国は今回、7月の期日に提出した原告準備書面（25）に対する反論を提出した。原告準備書面（25）は、被告国の規制権限不行使の違法を主張したものであり、それに対して反論している。

3 東電の主張

東電は今回書面と証拠を提出していない。

4 第14回口頭弁論の進行

原告側からは、原告本人が1人意見陳述を行います。また原告代理人1人が原告準備書面（28）と上記翻訳の申立書に関する意見陳述を行います。

5 第15回法廷

2016年1月13日（水）14時～

以上

平成25年(ワ)第46号、第220号、平成26年(ワ)第224号

福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田悦子 ほか1573名

被告 国 ほか1名平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号、第252号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川 篤 雄 外354名

被告 東京電力株式会社

意見陳述書

(IAEA報告書に基づく主張及び技術文書の翻訳を求める申立について(被告の責任及び悪質性に関する補充主張)

2015(平成27)年11月12日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 笹山尚人 渡辺淑彦 高橋力

1 IAEA報告書で国及び東京電力の責任が明言されていること

(1)IAEA報告書とは本準備書面の目的

国際原子力機関(IAEA)は、加盟国を154ヶ国有する世界最大の原子力利用・研究に関する国際機関です。これまで原告らは、準備書面(8)において、被告にはが高度の注意義務を負うこと、及び津波地震についての知見の進展を明らかにし、被告が、2002年7月あるいは遅くとも2006年までに、地震及びこれに伴う津波により原子炉施設が水没して全電源喪失に陥り、炉心が溶融し放射性物質が施設外へ大量放出されるという重大事故が発生する可能性を認識しえできたこと、ところが被告は、想定すべき津波を想定せず、事故対策にも消極的な対応に終始してきたことを明らかにしてきました。

また、準備書面(10)では、貞観津波についての知見の進展を整理し、被告が貞観津波の調査・対策に一貫して消極的な態度をとり続けてきたのみならず、合同WGにおいて、佐竹論文に基づく試算を隠蔽するなど対策をあえて先送りしてきた事実を明らかにしてきました。

ところで、昨年11月、福島原発事故の国会事故調査委員会で協力調査員として津波分野の調査を担当した添田孝史氏による『原発と大津波 警告を葬った人々』という書籍が発刊されました。この本は、原告らのこれまでの主張の裏付け、さらには被告の悪質性を電事連等の議事録等、様々な資料の調査からによって明らかにしています。

今回の準備書面は、本書によって、原告らのこれまでの被告の責任についての主張が裏付け、さらには被告が賠償すべき慰謝料額の算定の基礎となる被告の悪質性について改めて明らかにしたものです。

福島第一原子力発電所事故事務局長報告書(以下、「本報告書」という。)は、42の加盟国(原子力発電計画を有する国及び有しない国)及び幾つかの国際機関からの約180名の専門家からなる5つの作業部会を含む、広範な国際的協力により作成された。IAEA事務局長天野之弥は、「本報告書は「事故の原因と影響及び教訓に取り組み、権威があり、事実に基づき、バランスのとれた評価」を行うものになる」と述べ、巻頭言においても、「本報告書は、世界中の政府、規制当局及び原子力発電所事業者が、必要な教訓に基づいて行動をとれるようにするため、人的、組織的及び技術的要因を考慮し、何が、なぜ起こったのかについての理解を提供することを目指している」と述べている。

したがって、本報告書での分析、報告は信頼性が高く、またこの報告書及び本報告書を根拠づける資

料はいずれも本裁判はもちろん、今後の原子力発電所の運営に当たっても極めて重要なものといわざるを得ません。

(2)本報告書によっても被告らの津波に対する対策不足が本件事故につながったと断定されていること

本報告書では、原告らが準備書面(2)で主張したとおり、本件事故の要因を本件地震の伴う津波により、福島第一原発は、交流及び直流の電源系統のほとんどを喪失した結果、運転員が1、2及び3号機の原子炉と使用済燃料プールに対するほとんど全ての制御手段を奪われたため、維持することができなくなったことによるものと分析している。

そして、福島第一原発は、設置の段階から国際慣行の安全基準を満たしておらず、その後の見直しも不十分であったと断じている。

なにより重要な点は、本報告書では、被告らは、歴史上のデータのみを根拠にし、福島第一原発サイトの沖合の日本海溝に沿って起こることは想定しなかった「津波評価技術」ではなく、福島県の沿岸沖合の日本海溝が津波を引き起こす潜在性を検討し、歴史上の記録のみに頼ったものではない「長期評価」に基づく津波想定に対応した措置をとるべきだったと結論付けていることです。

そして、被告らは、「長期評価」等に基づく津波想定から、主要建屋が浸水する津波の到来を予見し、その場合、世界各地の原発事故から重大な事故が発生する可能性があることを認識しながら、十分な対策を取らなかったと断じています。

そして、このことは、原告らが訴状や準備書面で繰り返し主張していることの重要な裏付けになります。

(3)深層防護の概念が十分果たされずシビアアクシデント対策が不十分であったこと

深層防護は、原子力発電開発の当初から原子力施設の安全を確保するために適用されてきた概念であり、5つのレベルで確保されることが求められています。本報告書では、福島第一原発では、津波のような外部ハザードや内部溢水を十分に想定したものではなかったため、本件津波によって生じた洪水が、深層防護の最初の3つの防護レベルに同時に影響し、3つのレベルそれぞれで設備と系統の共通原因故障をもたらしたことで、第4レベル以降の深層防護であるシビアアクシデント対策の機能も果たすことができなかったと結論付けています。

また、本報告書は、福島第一原発では、非常用ディーゼル発電機、バッテリー室及び開閉装置の洪水に対する保護の不足、並びに、シビアアクシデントに関する限られたガイダンス、プラント人員の訓練不足等の例を挙げ、IAEAが勧告していた安全基準を十分果たしていなかったとも指摘しています。

加えて、本報告書では、設計基準を超える事故に関する国の法的規制が限定的であったことを指摘し、このことが東京電力ら事業者による関連リスクへの適切な考慮が不足していたことにつながったと断じています。この指摘は、原告らが準備書面(11)等で、シビアアクシデント対策を法規制の対象としてこなかった被告国の不当性の主張と合致するものです。

(4)被告国の安全規制の実効性が不十分であり、その要因として人的組織的要因があること

このように、本報告書では、事故当時にあった我が国の規則、指針及び手順書は、幾つかの重要な分野、特に定期安全レビュー、ハザードの再評価、シビアアクシデントマネジメント及び安全文化に関して国際的慣行に完全に沿うものではなかったと断じています。

そして、事故当時の日本における原子力安全の規制十分なされなかった原因として、規制当局の相互関係が複雑であり、安全上の問題に遅滞なく対応する責任と権限がどの組織にあるのか十分に明確ではなかった点を挙げています。

また、国際的慣行に沿わない安全文化になってしまった要因として、本件事故以前、日本の原子力発電所は安全であるとの基本的想定のために、組織とその人員が安全のレベルに疑問を提起しない傾向があった、その結果、原子力発電所の技術設計の頑強性に関する利害関係者間で強化された基本的想定は、

安全上の改善が迅速に導入されない状況をもたらしたと結論づけています。

(5) 以上のとおり、本報告書では、長期評価等からシビアアクシデントが生じる津波が想定され、被告らもこれを認識していたにもかかわらず、対策が十分とられてこなかったこと、深層防護の概念が十分果たされなかったことから、そもそもシビアアクシデント対策が本件事故で機能できなかったこと等が本件事故の重大な要因となったと断定されています。この分析及び結論は、これまで原告らが繰り返し述べてきた主張に完全に沿うものです。

そして、なにより、これが国際的に最高権威を有し、原子力利用の推進機関であるIAEAの調査結果であることを本裁判でも最大限重視されるべきです。

2 被告国によって本報告書の翻訳がなされるべきであること安全側に立った4省庁「報告書」は被告をはじめとする電事連によって無力化されたこと

本年8月31日、IAEAは、本報告書と付属文書である5巻の「技術文書」を公表しました。前に述べたとおり、本報告書は、福島第一原発事故の原因について、原発は安全との思い込みが東京電力をはじめ、日本に広がっていたことが主因と分析し、規制当局である国も思い込みを疑問を挟まず「結果として過酷事故の対策が不十分だった」として、国及び東京電力の責任を厳しく断罪しました。さらに、津波の想定に関し、国は巨大津波が福島第一原発を襲う危険を認識していたにもかかわらず効果的な対策を怠ったことも明確に指摘しました。

かような本報告書は、本訴訟においても、国や東京電力の法的責任の有無を問う上で、証拠として極めて重要な価値を有することはいうまでもありません。

しかるに、前回の裁判期日において、国は、この度のIAEAの本報告書に附属し、事務局長報告を詳細に解説、裏付ける技術文書について、これを国において翻訳する予定がないことも明言しました。

以上の国の態度は、率先して事故原因究明と再発防止を担う事故当事国たる日本国の国際的な立場としても、また国内において国民に対し事故原因や教訓を不断に説明し、情報公開を義務づけられる立場としても、そして、訴訟において最重要争点となる津波の予見可能性などの真相究明のために信義誠実を尽くすべき当事者の立場としても、極めて不当というほかありません。

本報告書は、日本を含む42の加盟国及び国際機関からの約180名の専門家らによって作成されたものであり、また、事務局長報告書がいわばIAEA報告の結論であるのに対し、技術文書は、その結論を導き出した根拠とプロセスが詳細に記録されており、事務局長報告と一体となって本件原発事故の原因究明に不可欠の役割を有します。

現在の国の態度は、かような国際的な立場から示された、二度と過ちを繰り返さないための事故原因の究明やその教訓が、事故発生当事国の国民に共有されないことを意味します。

そもそも国は、本件原発事故を踏まえて、過去の「規制の虜」状態を克服し、国民の信頼と信認を取り戻すために原子力規制委員会を設置したのであり、その原子力規制委員会設置法では、国民の生命、健康等を保護するために、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における必要な施策を策定することが目的とされ、また国民の知る権利の保障に資するために情報公開の徹底が義務づけられています。前記国の態度は、自ら本件原発事故で教訓として国民に約束したことすら反故にするもので、まさしく国民に対する背信行為といわざるを得ません。

さらに本訴訟において、国は、本件原発事故後間もない時期に日本政府がIAEAに提出した事故調査報告書（「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書－東京電力福島原子力発電所の事故について－」）を証拠として提出し、IAEAの権威をもって自らの主張の正当性を大々的に展開していたにもかかわらず、その回答にあたるIAEAからの本報告書については、一切の無視を決め込むというのです。これは、あまりに身勝手かつ誠実さを欠いた訴訟態度といわざるを得ません。

以上を踏まえ、原告らは、まずもって国に対し、すみやかに前記IAEAの本報告書、少なくとも国及び東電

の責任を基礎づけることとなる技術報告書の「第2分冊」についての翻訳文の提出を求めます。

また、裁判所におかれましては、これまで述べたとおり国の社会的にも訴訟上においても著しく誠実さを欠いた態度を十分に認識した上で、真相究明と被害救済の観点に立った適切な訴訟指揮権の行使として、国に対し同翻訳文の証拠提出を強く促すよう求めます。

まず本書では、1993年に発生した北海道南西沖地震をきっかけに、安全側に立って策定された4省庁「報告書」について、本書は、等が策定されましたが、被告も加わっている電事連が原発推進のため、費用のかさむ対策を避けるために安全率を切り下げようと画策し、その権威づけに土木学会を利用したことを指摘しています。

すなわち、いわゆる4省庁「報告書」での津波想定は、準備書面(8)でも示したとおり、当時の最新の知見を踏まえ、地震・津波の第一線の専門家の指導・助言のもと、可能な限り安全側に立ち、数値解析の不確かさを大きく見ること(倍・半分)を前提に、かつ、既往津波にとらわれず想定される地震津波を対象とした点にありました。

そして、被告が加入する電事連では、1997年6月の時点で、4省庁「報告書」に基づき津波想定をすると福島第一原発を含む多くの原子力発電所で津波高さが敷地高さ更には屋外ポンプ高さを超えるという報告がなされていました。さらに、通産省からの要請で、4省庁報告書の考えに従って、電事連が2000年2月に行った津波のシミュレーションではをしたところ、福島第一原発及び島根原発だけが、想定水位のたった1.2倍で海水ポンプのモーターが止まり、冷却に支障が出る原発が2つあることが分かりました。その一つが、今回事故を起こした福島第一原発です。本書においても、少なくとも、この時点で、被告は、福島第一原発が全国でもっとも津波に対する余裕の小さい原発であることを知っていたことになるかと指摘しています。

しかし、4省庁「報告書」に基づき、数値解析の不確かさを考慮し、そのための対策をした場合、原発に大掛かりな改造が必要になります。そのため、電事連は、4省庁「報告書」が公表される前に、電事連は、その報告書案を入手し、通産省を通じて事務局のあった建設省に原発の津波想定を上回る水位にならないよう事務局に申し入れをしたり、報告書案の中にある「常に安全側の発想から対象津波を設定することが望ましい」の文言について、「発生確率、対応するためのコストとは無関係に安全側の設定がなされる恐れがある」として、電事連は、削除を要求したりしました。同じように十数か所にわたり書き方を変更するよう細かい一覧表を添付して通産省に要求する、ということもしています。

また、4省庁「報告書」が発表されてからも、その発表直後から、数値解析の不確かさを考慮しなくてもいいように、津波の専門家に対する根回しを始めていました。さらには、自分たちの意見を権威づけるために土木学会において、「津波評価技術」を策定します。この「津波評価技術」では、数値解析の不確かさがほとんど評価されないことになりました。

しかし、この点につき、本書では、「津波評価技術」策定に関与した首藤教授が、数値解析の不確かさを示す安全率が1.0になったとされた経緯及び安全率が1.0であることについて正しいとは考えていなかったことを明らかにしています。

すなわち、補正係数について倍・半分の主張を維持しなかった趣旨について首藤教授は、「(安全率を)2倍にしたっていいけど、2倍にしてそれで結構ですと終る話じゃない。下手にそれだからもういいでしょ、水は乗り越えてこないはずでしょ、とつながるのが危険だと思った。」「僕のはじめからの狙いは、わからんことが多いのだから、とにかく最終的には潜水艦方式でしのぐこと。もし原発を使いたかったらそれしかなかった。」と述べ、ています。必ずしも1.0にすることが正しいと考えていたのではなく、倍・半分とすると、途端にそれ以上の対策が取られなくなってしまうのではないかという危惧があったために、敢えて倍・半分の主張しなかったのだと説明しています。

首藤教授はさらに、福島第一原発に「津波評価技術」土木学会手法の想定を超える津波が来たことを聞いての感想として、「まったく驚かなかった。当たり前でしょう。われわれは10秒分の地球しか知らないんだから」などと述べています。「津波評価技術」が十分なデータに基づいて想定されているものではなかった

ことを認めているのです。

このように、津波の専門家は、安全率1.0が正しいと判断していたわけではありませんでした。むしろ、2倍と決めてしまったら、それ以上は対策が取られない危険を感じ、倍・半分の主張はしなかったのです。被告ら電事連は、この状況を悪用して、自らの意見を権威づけ、本件事故に至るまで津波対策をとらずに来たのです。

3 阪神・淡路大震災の反省から策定された長期評価が被告らの意向を受けた中央防災会議により再び無力化されたこと

次に本書では、地震調査研究推進本部が、2002年の長期評価で、福島県沿岸に大津波の可能性があると公表しながら、中央防災会議が、地震本部の予測を防災計画に反映しなかったため、それが活かされなかった過程を示し、そこに被告ら電力会社の影響があった強い可能性を提示しています。

すなわち、1995年に発生した阪神・淡路大震災から浮き彫りになった多くの課題を検討するためにを契機に、設立された地震本部が設立されは、その調査・研究から「三陸沖北部から房総沖海溝寄り」と名付けた領域ではどこでもM8・2の津波地震が起きうる可能性がある」と結論付け、これが「長期評価」として2002年7月に発表されました。

ところが、中央防災会議では、2004年2月19日、専門調査会において、事務局は、地震本部の長期評価で示された「海溝沿いの津波地震」を防災の検討対象としない、との方針を示しました。

これに対しては、委員たちから反対意見が続いたことが議事録から明らかになっていることを本書は指摘しています。例えば、

「将来発生がある可能性はあるけれども、現在はまだ知見が集まっていないのでと言って今回切り捨てるのか」「まれに起こる巨大災害というものをここでは一切切ってしまったということになるということを感じなければいけないということですね。」「今の地震学から見て、必ずしも断定的に言えないケースは結構ある・・・と思うのですけれども、少なくとも地震本部の調査委員会では、そういったところであらゆる可能性を一応検討して、ある種の結論を出しているのだと思うのですね。ですから、それと異なる案みたいなものを作る場合は、明らかにこれこれこういう根拠で違いますよということを示さないと非常に混乱を招いて、せっかく同じ国がやって、結果として一般の国民はなんだかわからなくなってしまう。」

といった意見があったことが挙げられています。

しかし、これらの委員らの反対を押し切り、事務局は、宮城から茨城沖で津波地震が起きることを想定しないことにしてしまいました。それどころか、これまで起きたことが記録に残っている1611年三陸沖、1677年延宝房総沖も、繰り返して起きていないためデータ不足という理由で、想定対象から外してしまいました。結局、津波地震は、明治三陸が起きた岩手沖を中心とした領域でだけ想定することにし、宮城県以南では警戒しないことに決めてしまったのです。

その結果、東北地方太平洋沖地震では、南に行くほど中央防災会議による想定を大きく超えた津波に襲われ、そこで死者が多くなってしまったのです。

そして、本書では、被告が地震本部が長期評価を一般に公開する前にチェックし、「貞観津波が繰り返して発生しているかのようにも読めるので、表現を工夫していただきたい」などと要望し、自分たちの主張する文言を入れさせていた事実等をあげ、長期評価をつぶすため、特に中央防災会議にも被告の強い意向が働いていた強い疑いがあると指摘しています。

4 被告は貞観津波の調査・対策を行ってこなかったこと

さらに本書では、主に貞観津波に関し、津波調査や対策の先延ばしの経過を追っています。被告は、津波のリスクが高いことを承知しながら「時期尚早」として対策を先送りにし、更には、対策を怠っていることを地元等に対し隠してきたことを明らかにしています。

貞観津波については、女川原子力発電所を有する東北電力は、貞観津波について古文書に存在が示さ

れていたことから、専門家の協力を得て調査し、想定される津波にも十分耐えられる対策をとってきました。さらに、準備書面(10)でも述べたとおり、1990年以降も津波堆積物の調査は進み、福島第一原発の北約40キロ地点でも貞観津波の堆積物を見つかりました。2001年には、このデータから貞観津波は被告が1994年当時想定していた三陸沖よりずっと南で起きていた可能性が2001年には報告されていました。このように、津波堆積物調査で、貞観津波の再来のおそれがわかってきていました。

しかし、被告は、東北電力のように自ら費用を投じて貞観津波の調査を行うこともなくをせず、津波の大きさが不確実であるとして余裕をもった対策をとることもなく、大津波が発生する証拠が確実になるまで何もしない、自分で証拠を積極的に集めることもしない、という選択をとり続けて来ました。本書は、被告がこのような対応を取り続けた理由として、2002年当時、福島県は日本最大の発電県で、被告の発電量の4分の1を生み出しており、その原発が停まれば経営への影響が大きかった(原発の設備利用率が1%下がると利益が100億円減る。)ためであると推察しています。

また、準備書面(10)でも述べたとおり、2005年以降、ようやく福島県内での本格的な調査が始まり、その結果、福島第一原発の北約4キロで2007年度に実施した津波堆積物の調査で、貞観津波を含めて過去に5回の大津波が起きていたことが判明していました。これらの成果をもと、佐竹論文等により、2008年には、佐竹論文等により、震源域が福島第一原発の沖であることもと推定されていました。それでも、被告は、対策をとるのは「いくらなんでも時期尚早」などとおよそ科学的根拠のない理由で、貞観津波に対する対策を先延ばしにしてきました。

さらに、被告が地域の住民に対して情報隠しをしてきたことは、原告らの準備書面(18)で述べましたが、本書でも一部原告らが組織していた「原発の安全性を求める福島県連絡会」と被告との交渉についても触れ、被告が海水ポンプを見せなかったのは、福島第一原発では重要なポンプ類が建屋で守られておらず、むき出しになっていることや、余裕がないために津波想定をわずか3センチ超えるだけでモーターが診ずに浸って動かなくなることが露見することを恐れてであろうと推察しています。

5 まとめ

このように、本書により、これまで原告らが主張してきた被告の責任については、十分裏付けられたことは明らかです。

また、被告は、原発の津波対策について、一貫して消極的であったのみならず、津波のリスクに関する情報をあえて隠し、自己の経済的利益にとって不利益な4省庁「報告書」や長期評価を、土木学会や中央防災会議に働きかけ、合理性が認められない理由をでっち上げて無力化しました。その結果として本件事故を招いたことも、本書により再度裏付けられました。

それにもかかわらず、被告は、例えば本件訴訟の直近の主張においても、「(津波評価技術が)現在に至るまで原子力発電所の具体的な津波評価方法を定めた唯一の基準」などという強弁を重ねて憚らず、福島第一原発において全交流電源喪失をもたらしうる程度の地震及び津波が発生することについての予見可能性を否定しています。本件原告らに生じる精神的苦痛に対する賠償も、これまで述べた被告の悪質性を踏まえた対応を検討した形跡は全くみられません。

被告の責任は極めて重く、また極めて悪質であることが、改めて確認されなければなりません。

以上

意見陳述書（教育現場における被害について）

平成 27 年 11 月 18 日

第2次原告(原告番号 2497 番)

いわき市石森二丁目 2-3 鈴木茂男

1. 私は、30年以上、中学校の教員をしている者です。平成23年3月11日の原発事故発生当時は、原発から約35キロ南の中学校に勤務していました。当時、私は、中学校3年生を担当していました。中学3年生は、3月15日の高校の合格発表を控え、落ち着かない気持ちでいたときでした。そのような中で、大震災と原発事故が発生したのです。特に、原発事故が、子供たちにどのような恐怖や不安を与え、子供たちの教育にどのような影響を与えてきたか、そして今も与え続けているか、子供たちの「声無き声」を代弁できるのは、私たち教員しかいないだろうという気持ちで、このような意見陳述をさせて頂くことにしました。

2. 最初に、無知や無関心は罪であったという反省の思いを述べさせて頂きます。いわき市内の小中学校では、原発事故前は、福島第一原子力発電所や第二原子力発電所を遠足で訪れては、「原子力発電は安全で、二酸化炭素の排出量も少なく、経済性も高い。」という説明を何の疑問もなく受け入れてきてしまったのです。原子力発電所は、いざ過酷事故を起こせば、壊滅的な被害を発生させることを生徒たちに伝えることができていませんでした。「安全神話」が教育の現場にも浸透してきていたのです。原発への無知や無関心により、結果として、原発の普及に貢献するような活動をしてきたことを教員の一人として悔やんでいます。

3. 原発事故が発生し、私たち教員は、生徒の所在調査に追われましたが、実に、生徒たちの8割以上は避難をしていました。少なくとも、子どもを持つ家庭にとって、避難は「自主的」などという生易しいものではありませんでした。恐怖のあまり避難したのです。子供を守りたくて避難したのです。

事故後、当時の気持ちについて、生徒に作文を書かせることができました。「テレビで、原発が水素爆発する映像を見たとき、恐ろしいほどの恐怖感を感じ、震えが止まりませんでした。その日は被爆して死んでしまうのではないかと恐怖でいっぱいでした。」と恐怖心に包まれた気持ちを書いた生徒もいました。また、「祖母たちをおいて自分たちだけで逃げることはできないと母は毎日のように悩んでいました。祖母と一緒に避難してくれるように頼みにいっても『あなたたちだけで避難しなさい。おばあちゃんは大丈夫だから』の一点張りで、母はどうしていいかわからず泣いていました。」と家族間での避難をめぐる葛藤を書いた生徒もいました。

当時、私が担当していたのが中学校3年生でしたので、「高校の合格発表は、いつ、どのようになされるのか？」「もし不合格となった場合どうすればいいのか？」「合格後の手続はどうなるのか？」など、生徒たちは混乱し、不安に包まれていました。避難先で情報も少ない中で、合格発表を控えた3年生

は、不安いっばいの生活を余儀なくされたのです。原発事故の大混乱のため、県立Ⅲ期選抜試験は行われなかったこととなったとの発表があり、不合格となった生徒は、今後の進路により一層悩むこととなりました。

私自身にも、当時高校2年生と中学校1年生の子どもがおりましたが、教員として、このような対応をせざるをえず、避難を選択することはできませんでした。

4. このような混乱の中で、いわき市教育委員会は4月6日に小中学校を再開するとの決定をしました。当時、学校の放射線量の詳しい調査もなされず、ましてや通学路などの放射線の調査はほとんどなされていませんでした。現場におり、生徒や保護者の不安を聞いていた教員としては、風評被害の払拭や復興のシンボルのために、「学校再開」が利用されていると思わざるを得ませんでした。

当然、教職員や保護者などからたくさんの不安の声が寄せられました。学校の窓は締め切った方がいいのか、長袖にすべきか、マスクを着用すべきか、校庭やプールの使用制限をすべきかなど、不安は尽きませんでした。

放射線防護のために、私たち教員は、本当に細部まで気を使わなければならず、生徒の「教育を受ける権利」が侵害されていると感じざるを得ませんでした。例えば、技術の授業では、例年栽培の授業があり、通常なら外の花壇や畑に作物を作りますが、その土を触っていいのかという不安があり、プランターと市販の土を使って栽培しました。また、通常なら自分たちで栽培した野菜(トマト・ナスなど)などを食べるという楽しみ(食育)があるのですが、食べさせていいのかという意見が、教職員間でも対立してしまう状況でした。また、プールの時期になると、毎朝、0センチ、50センチ、1メートルの高さで、プールの4隅の放射線量を測定し、基準値以下であることを確認してから授業を行うことを日課にせざるを得ません。

5. このような混乱は生徒の学習面や生活面にも影響を与えています。全国学力テストの結果をみると、福島県の中学生の数学の平均点が全国で44番目という成績であったことや、いわき市内の小中学校で不登校の増加や生徒たちの「荒れ」が見られるとの報告があるのをみると、原発事故によって、生徒たちに「安全で安心して学べる環境」を提供できなかったことの影響の大きさを感じざるを得ません。

6. 教育現場では、いまだにこのような大きな影響があることを裁判官の皆様には是非ともご理解頂きたいと思います。未来を担う子どもたちの教育にも大きな被害を与えてしまうのが、原発事故なのです。福島で生活をしていくためには、子供たちが安心して学ぶための環境を整えていく必要があります。教育現場においてこのような被害が生じていること、そして、その責任が国や東京電力にあることをきちんと認定して頂くことが、今後、子供たちの学ぶ環境を充実するための法制度を整備するきっかけになることを信じています。

以上で、私の意見陳述を終わります。